

明代春秋学における「改元」説——熊過の「元年」注釈を中心に

胡 華 喩

はじめに

嘉靖年間（一五二二—一五六六）初の内閣首輔だった楊廷和（一四五九—一五二九）の行跡を叙述した熊過（一五〇六—一五二九年進士）^①の「故相国楊石齋墓表」には、独特の意味を有する「改元」が見られる。本稿では、彼のこの「改元」の意味を読み解くため、熊過の『春秋明志録』（以下、『明志録』と表す）にある「元年」注釈を挙げ、その注釈の背景に見られる嫡庶区別の強調について考察する。これによって、經典に対する明代の知識人の読み方とは何かを考える。

一、熊過と『春秋明志録』^①

熊過（字叔仁・叔抑・子仁）^②は、四川富順に生まれ、僅かの期間だけ仕官する経験を持った明代知識人である。嘉靖八年（一五二九）、二十三歳の若さで会試に合格し、^③庶吉士を経て礼部祠

祭郎中に任ぜられたことにより、陳東（一五〇八—一五四〇）・王慎中（一五〇九—一五五九）・唐順之（一五〇七—一五六〇）・趙時春（一五〇九—一五六七）・任瀚（一五〇二—一五九二）・李開先（一五〇二—一五六八）・呂高（一五四四—？）とともに「嘉靖八才子」と称された美談がある。^④しかし、嘉靖二十五年（一五四六）七月、高簡（？—？）の聖旨改竄事件により、熊過は連座して庶民に落とされることとなった。^⑤この庶民として暮らしている間、『明志録』を執筆し、嘉靖三十七年（一五五八）以前に完成したと思われる。彼の『明志録』は明末の改暦主張者である卓爾康（一五七〇—一六四四）に熟読され、清代の万斯大（一六三三—一六八三）にも影響を及ぼし、その「元年」注釈は『学春秋随筆』『隱公元年』条に引用されている。^⑥

『明志録』の基本性格について、「春秋明志録自序」に示される情報は次のようにまとめられる。古文および今文『尚書』の家学の伝統にこだわりを持つ熊過は、^⑦古文・今文それぞれの『春秋』に関する注疏を存分に読んだり、友人の唐順之・趙憲（？—？）と交流して切磋琢磨に努めたりして『明志録』を仕上げた。^⑧この『明志録』

では、三代の暦法や周の礼儀などを含め、諸国会盟の場所までに大量な考証が見られる。このような考証を通じ、周の典章に準拠した孔子の正名思想の実例がそこに挙げられ、本をただす「名実の書」である『春秋』の性質もそれによつて強調される。要するに、『明志録』を通じて熊過の伝えたいことは、周天子が衰えてから作られた『春秋』に託された孔子の志を後世の人に曲解されないように、この孔子の志を再び掲げようとする一点である。

先行研究に関しては、熊過の周辺に関する明代文学における復古思想についての論文は少なくないが、彼の經学研究となるとままたった研究はほぼない。『明志録』は胡安国（一〇七四—一一三八）『春秋伝』を批判するための注釈書だという見方があるものの、その判断基準はどこまで明確化されるかについては示されていない。

二、「春秋学」に置かれる「元年」注釈と「改元」説

進士に合格した嘉靖八年、熊過は楊廷和の第三子である楊恒（？—（一五一一）年進士）—（一五二九）と知り合いになった。楊廷和は、後世に「西蜀四大家」の一人と広く認知される楊慎（一四八八—一五五九）の父であり、嘉靖朝前期に起こった「大礼議」事件の中心人物である。このような人間関係を持つ熊過は、後に「故相国楊石齋墓表」を仕上げた。恐らく、嘉靖八年五月にこの世を去った楊恒のところから楊廷和の事跡を聞き、さらに、二年前に刊行した楊廷和の『視草余録』を取材し、「故相国楊石齋墓表」を作成したと考えられる。この「故相国楊石齋墓表」では、礼典では実際規定していない皇帝の即位礼を行う時に、必ず「改元」の公表を実行す

るという手続きが強調される。

『春秋』三伝によつて構築された「元年」という語は、元々、時系列による王権交代の正統性を保証する「元号」ではなかった。南宋以降、春秋学の主流となった胡安国の「元年」説は基本的に二程の学によつて構成されており、性理学の角度から『春秋』に込められた微言大義を深く掘り下げる彼の「元年」説は、「元即仁也」という新たな視点を提供し、従来、章句によつて築かれた「元年」注釈の枠を打破した。そして朱子学を重んじる元・明・清にわたり、胡安国『春秋伝』は権威を持ち続けた。

ところで、宋代には、隱公元年「元年春王正月」の「元年」を性理学的に読み取ることについて、賛否両論が生じていた。程頤（一〇三三—一一〇七）と親しい交際をしていた楊時（一〇五三—一一三五）をはじめとし、胡安国「元年」説の中核だった「元即仁也」という解釈の妥当性に対する異議が挙げられた。要するに、「元年」とは何かは春秋学史の焦点であり、引き続き物議が生じていたのである。

本稿では、熊過の「元年」注釈を通じてその背景を検討する。『明志録』に見られる「元年」注釈とその周辺を確認したのち、彼の嫡庶区別とその背景にある大礼議に対する認識を解き明かす。

三、熊過の「元年」注釈

（一）主張…「改元」に見える王嗣子と諸侯嗣子との区別

（1）「即位」について

熊過の隱公元年「元年」注釈は、以下のようになる。

王者にして改元できる。諸侯なのに改元を行うのは、正しいことではない。礼は称す。「諸侯は、三年間にかけての服喪が終わった後、士の服を着用し、天子に謁見する。天子は、その場で新たな圭璧・黻冕を下さる。こうして、諸侯は帰国し、さらに踰年改元のことを行う」と、『書』に曰く、「平王四十九年己未、公即位」と。それは正しいことである。そのため、魯は勝手に紀年を変更して周の紀年を黜けたのは、正しいことではないのである。なぜならば、司馬遷は魯真公以前の時代の表記について、ただ「周王世表」を作っただけで、諸侯の年表等を作っていないからである。魯真公は、周夷王の頃に当たると。諸侯皆の僭越は、改元によって示されたのである。趙子嘗はいつた。「諸侯は、既に殯の段階に入ったら、嗣子が柩の前で即位する。踰年して正月一日、先に宗廟に参つて先祖に謁見し、継祖の義を著すのである。それから阼階の位に戻り、君臣の名分を正す。国史は、それによって元年と書く」と。ただし、その言説は間違つたものである。元儒の呉立夫は、さらにこういうふうに言った。「史官は、ただ人君の在位時間を記録するだけである。そのようなことは、史の記述の常体であり、それほど大なることではなからう」と。彼の論理は、このようになる。「秦恵文王は即位した十四年後、王を称した。秦の史は、それによって改元をした。魏恵王の即位した三十七年目に王を称することになり、『汲冢竹書』がそれによって改元をした。漢代になつたら、太史公は「諸侯世表」「高祖功臣侯年表」などにおいて、それぞれの王・侯の紀年を扱った。『淮南鴻烈』においても、『淮

南元年』を使用したことが見られるのである」と。実は、先秦の頃こそ、改元のことが重んじられたのだから、呉立夫が言うように、それは重大なことではなかったとしたら、秦魏が王と称したのをきつかけにどうして改元を行ったのであろうか。まして、史官は事実だけを記録するのだから、改元を行っていないのに、あやしい紀年を勝手に称したりするだろうか。たとえ『史記』・『淮南子』であつても、その中に記載された改元は、『春秋』にそつての誤りだけで、(そのため、前述したことは)諸侯が改元してもよい証拠として取り扱うことができない。「衛世家」献公・出公がどちらも「後元」を称したのは、なおさらとんでもないことである。でないと、黜周王魯で『春秋』を疑う者は、なんと間違っていることだろうか。

王者而後改元。諸侯改元、非正也。礼称諸侯三年喪畢、以土服入見天子。天子錫之圭璧黻冕、然後歸寧、有踰年改元者哉。『書』曰「平王四十九年己未、公即位」者、正也。魯自改年、而黜周之年、非也。史遷自真公湣已上為「周王世表」、無諸侯年表。真公當夷王、諸侯僭端、始見改元矣。趙子嘗言、「諸侯既殯、嗣子柩前即位。踰年正月朔、乃先謁廟、以明繼祖。還就阼階之位、以正君臣。国史因書元年。」失之矣。而元儒呉立夫顧謂「史官志人君在位久近、紀述之常体、非以為重事。」其説則曰、「秦恵文王立十四年称王、秦史改元。魏恵王三十七年称王、而『汲冢竹書』改元。太史公漢興以來、「諸侯世表」「高祖功臣侯年表」類、書其侯王元年。『淮南鴻烈』亦稱「淮南元年」。始先秦時本重改元、如立夫以為非重、則秦魏称王、何為又改元年。史官紀実、

寧有未改元、遽称疑年者。若太史・『淮南』、則縁『春秋』而誤、不可謂諸侯可改元、而引以為証也。衛世家獻公・出公、皆称「後元」、則益悖矣。不然、則黜周王魯、疑『春秋』者、亦何過哉。『春秋明志録』卷一⁽²⁷⁾

『春秋』の冒頭にある「元年」をめぐる經典注釈の問題点は、一、「元年」とは周王の元年か、魯侯の元年か。二、孔子はどうして「元年」と記したか、という二点に主眼が置かれる。そこで、まずはこの注釈の初句である「王者にして改元できる。諸侯なのに、改元を行うのは、正しいことではない」を読み解く鍵を手に入れるため、「踰年改元」に関する一連の即位の儀の典拠を考察する。

「踰年改元」について、歴史的な信憑性がある文献は『尚書』顧命篇一点のみが考えられている。⁽²⁸⁾ 春秋学の場合、『公羊伝』文公九年にある「九年、春、毛伯來求金」条に関連する伝文がその嚆矢と見なされる。⁽²⁹⁾ なお、胡安国『春秋伝』の文公元年「夏四月、丁巳、葬我君僖公。天王使毛伯來錫公命」条では、諸侯が三年を期とする喪礼を終えた後、土の服を着て天子に對して例年の朝覲の礼を執り、天子より黻冕・圭璧を賜って帰国する説が見られる。⁽³⁰⁾ ただし、上述した三説は、いずれも熊過の注釈の典拠でない可能性が高い。桓公元年「公即位」について、熊過は以下のように述べる。

朱先生は、「王・諸侯は国のことを家のことと同等視するので、先代の君主のための服喪だとしても、私的関係での服喪とする。」と言ったような事例がこれである。しかし、柩の前の位置は、すなわち「即位して哭を行う」といわれる位置である。

阼階の位置は、ただ宗廟の中で行われる（非公表の流儀である）から正朝の礼と異なっている。なぜならば、天子から黻冕を授かっていない状態で、ただ士の服を着用して朝廷において群臣に臨むのは、もとより難しいであろうからだ。

朱先生謂王侯以国為家。雖先君之喪、猶以為己私服是也。然柩前之位、所謂即位而哭。阼階之位、亦止行于廟中、与正朝之禮猶有不同。未受黻冕、自難以士服臨朝。『春秋明志録』卷二⁽³¹⁾

「朱先生」は朱熹（一一三〇—一二〇〇）のことだと言う。⁽³²⁾ 上述の熊過の考えは二点が示される。一、次代の君主が着用すべき礼服は、場によって異なっている。私室にいる時、喪服を着る。宗廟にいる時、吉服を着る。祠堂にいる時、黻冕を着る。二、次代の君主が天子により賜った黻冕を着用する場合のみ、新たな君主に対する臣下の拜謁が正式的に承認される。その際、次代の諸侯の即位の儀は引き続き進めることになる。前述した二点の文献を照らし合わせば、熊過は「そのまま士の服の着用」から、「圭璧・黻冕の賜り」までの過程を重んじていることが示される。次代の諸侯が視朝の権限を意味する新たな圭璧・黻冕を天子から受けたうえで、即位の儀に当たる「踰年」・「改元」を行うことができる。つまり、熊過は諸侯の場合、次代の君主が条件を満たさずに自ら「改元」を行うことができるかどうかを問題視する。それは、前述した三説では見当たらない要素である。なお、同じ桓公元年における「公即位」の条では、「朱先生」云々の前に、熊過はこのように述べた。

王世子は、受命のないままで、次代の君主になりうる。諸侯の世子は、王に対する誓い（の儀式）があつたとしても、先代の君主が薨去したら、再び王命を自ら承らなければならぬ。借吉にして行事をするため、必ず踰年まで待つ。

王世子未受命、即成為君。諸侯世子雖誓于王、君薨、猶必親受命也。借吉行事、必待踰年。〔春秋明志録〕卷二⁽³³⁾

上述したことによって、二つの点が示される。一点目には、王嗣子は諸侯嗣子と即位の儀での区別がある。「柩前の位」「阼階の位」は通礼だと言えるものの、「正朝の礼」の場合において、身分によって流儀が異なっている。王嗣子の即位だったら、王から黻冕を受ける段階がないため、直接「踰年」して「改元」を行うことができる。一方で、諸侯の嗣子の場合、王から黻冕を受ける段階があるため、「踰年改元」の前に、まず王に謁見しなければいけない。要するに、同じ次代の君主になる場合だとしても、王嗣子は自動的に新たな君主になる。逆に、諸侯の嗣子は天子によって授けられる黻冕・王命を承けなければならない。繰り返していうが、同じ「嗣子」だといわれても、王嗣子と諸侯の嗣子に区別があると熊過の注釈には見える。

(2) 「踰年」について

さて、「改元」の事前作業である「踰年」の意味について読み解こう。前述した熊過が言う「借吉にして行事をするため、必ず踰年を待つ。

（借吉行事、必待踰年）にある「借吉」の概念に関して、胡安国は文公元年「元年春王正月公即位」において、以下のように説明した。

古の時代から喪期は三年間かかる。凶服を着たままで、宗廟に入ってはならない。……告廟や群臣に臨んだりする場合は、もともと撰行の礼がある。案するに、『商書』にある「太甲元年、伊尹は先王を祭る」は、すなわち撰行によって告廟の礼が実行された証拠である。

自古通喪三年、其以凶服、則不可入宗廟。……則告廟・臨群臣、固有撰行之礼矣。按『商書』称「太甲元年、伊尹祠于先王。」則撰而告廟之証也。〔春秋伝〕卷十四⁽³⁴⁾

上述したように、胡安国が言った「借吉」は、一時的に凶服から吉服へ着替えることを指すことではない⁽³⁵⁾。嗣子が凶服を着たままで、宗廟には入れずに祭祀を実施できないため、冢宰が嗣子に代わって即位の儀式を進める。要するに、嗣子は喪中だから、祭祀の場合において冢宰の撰行が必要である、と胡安国が考えた。それに対し、熊過は文公元年「元年春王正月公即位」条の注釈において、胡安国の撰行説を論駁した。

胡子は、新たな君主が告廟や群臣に臨む場合、借吉してはならないため、冢宰が撰行すると考えた。……なお、柩前の位は、すなわち「始死の位」である。「喪大記」は、国君が薨去した最初の際、ただちに実行すべき儀式は、以下のようになる

と記している。「尸を正しい方位に取ったら、子は東方に座る。卿大夫・同姓の親族、皆東方に立つ。儀式を司る者・身分が比較的に低い士、北を向いて堂下において哭を行う」と。つまり、先代の君主が薨去するとすぐに、嫡庶の関係を定める。……蔡平公の葬儀で、蔡太子宋は（しかるべき）位置をはずれたので、魯人は彼が（無事には）終わらないだろうとわかった。³⁶ 孟子が言ったように、「即位して哭を行う。百官の儀式を司る者、すべて悲しみを表現しない者はない」（『孟子』滕文公上）と。そうであるから告廟・群臣に臨む場合、冢宰が撰行をして儀式を執行するのは、やはり正しいことではない。孔子が言うように、「百官の皆、みずからと合わせ、冢宰の言うことにしたがう」（『論語』憲問）と。後世の儒学者は、それに依拠し、告廟・群臣に臨む場合の撰行とともに一括にしようとする。そのような見方は、まさに『尚書』の義を察しないものである。どうして康王のことを疑ったりできようか。

胡子言告廟・臨群臣之礼、以為不可借吉、故冢宰撰之。……又其柩前之位、即始死之位。「喪大記」記国君初死之礼云、「既正尸、子坐於東方。卿大夫・父兄子姓、立于東方。有司・庶士、哭于堂下、北面。」初死之時、即別嫡庶。……葬蔡平公、蔡太子宋失位、魯人知其不終。孟子曰、「即位而哭、百官有司、莫敢不哀」。然則撰告廟・臨群臣、非也。孔子言、「百官総己、以聽冢宰」、而後賢並欲撰告廟・臨群臣、其亦不察『書』義矣、又何疑於康王哉。（『春秋明志録』卷六）³⁷

熊過が考えるに、国君が薨去した最初の際、嫡は席に座り、庶は立つというかたちで、嫡が優越することを示す。冢宰が撰行して儀式を執行すると、嫡の優越性を引き出すことができない。それによって、次代の諸侯が凶服を着ている期間、宗廟での祭祀・周王への謁見ができないため、年を越えた後、吉服を着用し、改めて周王に誓って、王命・圭璧・黻冕を受け、帰国して改元を行うと彼は主張する。熊過が強調したのは、諸侯は「借吉」したため、二年間を経て正式に紀年の変更をしよう点である。

ちなみに、熊過のこの「踰年」の考えは、『礼記』喪服小記にある「除」³⁸「降」の概念に依拠したものである。なお、熊過が言った「周王への謁見」とは、清代の秦蕙田の『五礼通考』によると、毎年一定の期間で行う「常朝」のことだと判じられる。熊過の考えによると、諸侯は喪中の第一年の間では即位の儀に関する一切のことを行うべきではなく、翌年に周王に「常朝」の礼をした後、即位の儀を正式に進めるのである。

言い換えれば、「借吉」を通じて、熊過は王嗣子と諸侯嗣子との違いを区別する考えを再言している。王嗣子の即位の場合、翌年の正月一日までに正式に紀年を変更しうるからである。一方、諸侯嗣子の即位の場合、新たな君主は踰年して周王への謁見ができ、また踰年して改元を行える。要するに、諸侯嗣子の即位は、二年間を経たから正式に紀年の変更をしようのである。

（二）主張の背景…熊過の大礼の議に対する認識

熊過が著した「明朝列大夫広東布政使司右参議白洞翁公墓誌銘」では、大礼の議に際して岳父の翁磐（一四七七一—一五五〇）³⁹が嘉靖

三年（一五二四）の左順門事件で詔獄に送られて拷問された始末に
 関する内容が見られる。⁽⁴¹⁾ 嘉靖元年（一五二二）、清寧宮殿で災異の
 予兆が現れたと報じられたため、即位したばかりの世宗（一五〇七
 —一五六七）は楊廷和らの勸進箋にしたがい、崩御した伯父の孝宗
 （一四七〇—一五〇五）に皇考の尊号を与え、その時まだ健在であつ
 た伯母の慈寿太后（一四七一—一五四一、後の昭聖太后）に聖母の
 尊号を与えた。⁽⁴²⁾ 当時、祠祭員外郎に任ぜられた翁磐は、世宗が孝宗
 の直系血族にあたる後嗣となるべきだといふ楊廷和らの決意に疑問
 を感じていたが、奉先殿の西室を建てて興献帝を奉る世宗の御心に
 反対していた。⁽⁴³⁾ 嘉靖三年七月、世宗が実母の本生聖母章聖皇太后（？
 —一五三八）に冠する「本生」の二字を称号から削ろうとしたこと
 をきっかけに、二百人上った反対側の楊慎らの行列に並んで、左
 順門で跪いて哭働した。⁽⁴⁴⁾ そこで詔獄に入って一度瀕死の状態になつ
 た。

この際、まだ郷試を受けていない諸生であつた熊過は、大札の議
 のために改めて三『礼』を精読していた。熊過の親友である趙憲の
 弟、万曆年間の奪情に対して当時の内閣首輔だつた張居正（一五二五
 —一五八二）を弾劾した趙用賢（一五三五—一五九六）は、⁽⁴⁵⁾ 熊過の
 墓志銘の中に、このようなことを述べている。

その時、大札の議が起こつたばかり。先生はただちに閉門して、
 毎日三『礼』の注釈を校訂した。特に廟制に詳しかった。

是時大札議起。先生即閉戸、日取三『礼』注疏加訂正、尤詳於
 廟制。（『松石齋集』卷十七）⁽⁴⁶⁾

上述したように、その時の熊過は廟制を重視したと強調されてい
 る。ところで、嘉靖元年当時、おおよそ十六歳の熊過は、翁磐から
 の影響を受けて廟制の研究に熱中したのかどうかは、「熊南沙先生
 墓志銘」の叙述だけでは判らない。だが、熊過の「故相国楊石齋墓
 表」の作成背景は、廟制重視を起点とする彼の大礼の議の認識を掘
 り下げる手がかりになる可能性がある。

前述したように、嘉靖六年（一五二七）に刊行された楊廷和の『視
 草余録』は、熊過の「故相国楊石齋墓表」の重要な参考資料であつ
 た。楊廷和は、大礼の議によつて世宗に退けられたものの、彼の『視
 草余録』は散佚せず、現在にいたつても伝えられている。楊廷和の
 叙述によると、当時、まだ即位の儀を行うことがなかった興長子は、
 まもなく皇城に入ろうとする当日の夜明けの前に、楊廷和らによる
 武宗期（一五〇六—一五二一）における一切の不正に対する刷新の
 改革に関する上奏文を受け取つた。⁽⁴⁷⁾ にもかかわらず、興長子は夕方
 までそれに対処しようとする気がなかった。そのため、楊廷和はこ
 のように述べた。

厚齋（梁儲）がいう、「今日までに、批紅を下さらなかつたら、
 明日の開読もとりやめましよう」と。私は、お二方に答えた。「古
 の人君の即位について、その儀式は不完備だと言っても、必ず
 改元の詔書を公表した。なぜならば、新時代が開いたことを天
 下の人に示したからである。今日のことについていえば、詔書
 の頒布がなかつたら、すなわちどのような年号に変わるのかが
 分からない。人の心が不安になり、ほかにも恐ろしいことが生

じるかもしれない。(そのような不祥事が起こったら) 誰の責任であろうか」と。

厚齋云、「批紅若不下、明日開読也罷。」予与二公言、「自古人君即位、雖草昧中、亦須下詔改元、以新天下之耳目。今日之事、若無詔書、不知所改者是何年号。人心惶惑、恐有他虞、誰任其咎。」(『視草余録』下)⁽⁴⁾

この事についての熊過の記述は以下のようなになる。

翌日の夕方にも関わらず、批紅が下されることはなかった。鼓はもう鳴ってしまった。三公(楊廷和・蔣冕・毛紀)は、上奏しようとする書類を持ち、華蓋殿へおもむいた。にもかかわらず、なおさら落ち込んでいた。……公はそれについて争った。「即位とともに改元の詔書を頒布する。古の者は、いくら儀式の不備だと言っても、更始のことを廃棄せず、新時代が開かれたことを天下の人に示す。今日、皇帝が新たな年号を公表せず、逆に即位のことを優先にしたら、人の心が不安になるのはおろか、ほかにも恐ろしいことを招くかもしれない。それは、誰の責任であろうか」と。

明日遲旦、批紅未下。鼓声鳴矣。三公函趨華蓋殿、後悵悵。……公争曰、「即位下詔改元。古者雖草昧、不廢更始、新耳目也。今不詔所改年号、而先即位、人心惶惑有他虞。誰任其咎耶。」(『南沙文集』卷七)⁽⁵⁾

熊過に関する資料は現在ほぼ不在という状況にあるため、彼は意図的に楊廷和の『視草余録』にある対話記録を手直し、「故相国楊石齋墓表」においてこれを挙げたかどうかについての決定的な証拠が見つからない。だが、この「故相国楊石齋墓表」では「即位の儀」と「改元の公表」の時点を一致させなければならないという、官書である『大明会典』には見当たらない点が強調されている。従って、「故相国石齋楊公墓表」に見られる楊廷和の諸事跡のなか、藩王である肉親に愛情と忠孝を貫こうとした世宗に対し、天子たる自己意識を喚起したことは、楊廷和の認められるべき重要な功績だと熊過は主張したのである。

終わりに

本稿には、明代の知識人は經典に対する読み方に、時局への批判が投影される可能性があることを示す。具体的には、以下のように熊過の主張を取り上げる。

一、『春秋』にある「元年」は、魯公の元年だと示される。ただし、王命を奉じなければ、諸侯は正式に紀年を変更することができない。二、即位の儀では、諸侯は「借吉」したため、翌年ようやく天子に謁見することができる。三、先代が亡くなった時点で、嫡の優越性をアピールするため、儀式を行う場合、身代わりを引き受けることは認められない。熊過の「元年」注釈形成を可能にした背景について、本稿では次のように提示したい。大札の議に生涯の関心を持つ熊過は、世宗が帝位を継承する時点で、自分が嫡統も受け継いだと

いう自己認識が弱かったため、大礼の議が起こったという由緒を指し、嫡庶を軸にして春秋学の「元年」を注釈した可能性がある。総じて言えば、明代春秋学における熊過の「元年」注釈は、単に主流である胡安国説に反論しているのではないのは確かである。彼は、楊廷和への関心によって、大礼の議に対する自分の立場を形成している。

熊過の「元年」注釈は、集注のように先学の説をひとまとめに論駁するという体裁をとっていると言えるが、熊過のように注釈を通じて政治的立場を示す知識人は、恐らく、明代では少なくないと考えられる。今後の課題として、經典に対する明代の知識人の読み方とは何かを考えつつ、明代の経学を考察したい。

一次資料

- 漢・鄭玄注、孔穎達疏『礼記正義』、清嘉慶二十年南昌府学本『十三經注疏』、台北：芸文印書館、一九八一年。
- 漢・何休解詁、徐彦疏『春秋公羊伝注疏』、清嘉慶二十年南昌府学本『十三經注疏』、台北：芸文印書館、一九八一年。
- 晋・杜預注、孔穎達疏『春秋左伝正義』、清嘉慶二十年南昌府学本『十三經注疏』、台北：芸文印書館、一九八一年。
- 晋・范甯集解、楊士勛疏『春秋穀梁伝注疏』、清嘉慶二十年南昌府学本『十三經注疏』、台北：芸文印書館、一九八一年。
- 唐・陸淳等『春秋集伝纂例』、『古経解彙函・小学彙函・附十種』第三冊、京都：中文出版社、一九九八年。
- 宋・歐陽脩『新五代史』、北京：中華書局、一九七四年。
- 宋・胡安国『春秋伝』、『四部叢刊統編』、台北：台湾商務印書館、一九七六年。

- 元・呉萊『淵穎呉先生文集』、『四部叢刊』、上海：上海商務印書館、一九二二年。
- 元・趙沆『春秋属辞』、納蘭性徳『通志堂経解』第十一冊、揚州：江蘇広陵古籍刻印出版、一九九六年。
- 明・楊廷和『視草余録』、『楊文忠三録』、下、万曆三十五年刊本。
- 明・皇甫汸『皇甫司勳集』、万曆三年刊本。
- 明・熊過『南沙文集』、『四庫全書存目叢書』集部、第九十一冊、濟南：齊魯書社、一九九七年。
- 明・熊過『春秋明志録』、静嘉堂文庫「十万卷楼旧蔵本」、抄本。
- 明・熊過『春秋明志録』、『景印文淵閣四庫全書』経部第六十二冊、台北：台湾商務印書館、一九八六年。
- 明・唐順之『荊川稗編』、万曆九年刊本。
- 明・季本『春秋私考』、『統修四庫全書』第百三十四冊、上海：上海古籍出版社、二〇〇二年。
- 明・『明世宗実録』、台北：中央研究院歴史語言研究所、一九六二年。
- 明・趙用賢『松石齋集』、『四庫禁燬書叢刊』集部第四十一冊、北京：北京出版社、二〇〇〇年。
- 明・卓爾康『春秋辯義』、明崇禎間仁和呉夢桂校刊本。
- 明・錢謙益『列朝詩集』、北京：中華書局、二〇〇七年。
- 明・朱彝尊『曝書亭全書』、『四部備要』、台北：台湾中華書局、一九七二年。
- 明・朱彝尊『経義考』、『四部備要』、台北：台湾中華書局、一九七〇年。
- 明・黄虞稷『千頃堂書目』、台北：広文書局、一九六七年。
- 明・方斯大『学春秋隨筆』、『四庫全書存目叢書』経部、第百三十二冊、濟南：齊魯書社、一九九七年。
- 清・秦蕙田『五礼通考』、嘉興王氏原蔵無錫秦氏味経窩刊初印秦氏等手校本、桃園：聖環図書、一九九四年。
- 清・『明史』、北京：中華書局、一九七四年。
- 清・『四庫全書総目』、台北：芸文印書館、一九六四年。

『中国地方志集成』、成都：巴蜀書社、一九九二年。

『中国古籍総目』、北京：中華書局、二〇一二年。

参考書目（五十音順）

- 新田元規「蘇軾の「吉服即位非礼」説とその周辺」、『尚書』顧命篇の解釈と即位儀礼をめぐる、『徳島大学総合科学部 人間社会文化研究』第二十三巻、二〇一五年、一一—二十九頁。
- 岩本真利絵『明代の専制政治』、京都：京都大学学術出版会、二〇一九年。
- 大石隆夫「明代嘉靖初年の密掲政治について」、『人文論究』、第五十二巻第二号、二〇〇二年、三十五—五十三頁。
- 康凱淋『胡安国『春秋伝』研究』、台北：致知学術出版、二〇一四年。
- 黄覺弘『唐宋『春秋』佚著研究』、北京：中華書局、二〇一四年。
- 城地孝「日本における明代嘉靖時代史研究の視角」、『文化学年報』、第六十七号、〔松藤和人先生・中井義明先生・石坂尚武先生退職記念論文集〕、二〇一八年、百五十一—百三十二頁。
- 曾亦、郭曉東『春秋公羊学史』、上海：華東師範大学出版社、二〇一七年。
- 趙伯雄『春秋学史』、山東：山東教育出版社、二〇〇四年。
- 沈玉成、劉寧『春秋左伝学史稿』、上海：鳳凰出版社、一九九二年。
- 中山八郎『明清史論集』、東京：汲古書院、一九九五年。
- 山本隆義『中国政治制度の研究—内閣制度の起原と發展』、京都：東洋史研究會、一九六九年。
- 林穎政『明代春秋学研究』、台北：致知学術出版、二〇一四年。
- 林慶彰『明代考拠学研究』、台北：台灣學生書局、一九八七年。
- 林慶彰『明代經学研究論集』、台北：文史哲出版社、一九九四年。
- 楊自平『明代熊過『周易象旨決録』之象学析論』、『宋明清儒学的類型与發展VII』学術研討會、二〇二〇年十月二十二日。

注

- (1) 現存する『明史録』の版本について、『四庫全書』以外、静嘉堂文庫所蔵の「十万巻楼旧蔵本」の抄本しか見られない。そのため、本稿では、基本的に『四庫全書』に収録する『明志録』を使用し、静嘉堂文庫の「十万巻楼旧蔵本」と照らし合わせ、文字の異同を示す。
- (2) 『明史』巻二百八十七、「文苑三」熊過、(北京、中華書局、一九七四年、七三七—頁)、「熊過、字叔仁、富順人。(任) 瀚同年進士。累官祠祭郎中。坐事貶秩、復除名為民。」
- (3) 皇甫沄(？—(一五二九年進士) ？)、『皇甫司勳集』巻十七、(万曆三年刊本、七裏)、「熊叔抑同唐応徳入四明、弔陳約之。撫然作詩二首。海古籍出版社、二〇〇一年、五七二頁)、「熊過『南沙集』八巻。字子仁、富順人。由庶吉士歴官礼部郎中。」
- (4) 黄虞稷(一六二九—一六九一)『千頃堂書目』巻二十三、(上海、上海古籍出版社、二〇〇一年、五七二頁)、「熊過『南沙集』八巻。字子仁、富順人。由庶吉士歴官礼部郎中。」
- (5) 黄虞稷『千頃堂書目』巻一、(同注四、五頁)、「熊過『周易象旨決録』七巻。字未仁、四川富順人。嘉靖己丑進士。」
- (6) 『明史』巻二百八十七、「文苑三」王慎中、(同注二、七三六—七三七頁)、「……時四方名士唐順之・陳東・李開先・趙時春・任瀚・熊過・屠応埃・華察・陸銓・江以達・曾忭輩咸在部曹。」また、『明史』巻二百八十七、「文苑三」陳東、(同注二、七三七—頁)、「……時有『嘉靖八才子』之称。謂東及王慎中・唐順之・趙時春・熊過・任瀚・李開先・呂高也。」
- (7) 『明世宗実録』巻三百十三、「嘉靖二十五年七月癸丑」条、(台北、中央研究院歴史語言研究所、一九六二年、五八五六—五八五九頁)、「政高簡先為文選郎中、嘗擬陞行人李時濟為工部虞衡司主事、而未有員缺、蓋誤也。已得旨如擬、簡乃取其疏、刮改為宮繕司、然後送科發鈔。……已而吏科都給事中楊上林・徐良伝等、復論簡罪之大有三。一、狗私殖貨、変乱選法。一、恣行胸臆、不恤人言。一、引用私人、布植党与。郷人傅卓・吳鑑俱以吏員得補王府輔導官。……鄒守・熊過、及傅卓・

吳鑑等、俱削籍為氏。」

(8) 熊過『南沙文集』卷五、「題黃生問札江陽卷」、(『四庫全書存目叢書』集部、第九一冊、濟南、齊魯書社、一九九七年、六二五頁)、「歲戊午、撫州黃生夢蘭自滇遷其先、經歷以下而帰葬焉。道江陽、則就南沙而訪予。其帰、携予『易』・『春秋』説以去。」

(9) 卓爾康『春秋辯義』卷首、「春秋辯義自序」、(明崇禎間仁和吳夢桂校刊本、三表一三裏)、「每見『春秋』雜説、心多不安。已得元人黃楚望、暨國初趙子嘗・嘉靖時熊過氏書而説之、竊有所会。於是博採前言、參以獨見。潛字二十余年、著成一書、名曰『辯義』。」なお、明末における朱彝尊(一六二九—一七〇九)の『經義考』であれ、清中葉の『四庫全書總目』提要であれ、卓爾康の意見を採択して熊過の『明志録』を評価する。朱彝尊『經義考』卷二百二、(『四部備要』、台北、台湾中華書局、一九七〇年、二表)、「熊氏過『春秋明志録』十二卷存。卓爾康曰、『南沙熊過『春秋明志録』一書、頗出新裁、時多微中、亦『春秋』之警策者。然於『左氏』抵牾、實有未安。』」また、『四庫全書總目』卷二十八、(台北、芸文印書館、一九六四年、五八四—五八五頁)、「卓爾康『春秋辯義』謂其『頗出新裁、時多微中、亦『春秋』之警策者。』語固不誣。」

(10) 万斯大『学春秋隨筆』卷一、「隱公元年」、(『四庫全書存目叢書』經部、第三百三十二冊、濟南、齊魯書社、一九九七年、二三九頁)、「孔子曰、『天下無道、礼楽征伐自諸侯出。』開卷「元年」二字、便見王室之卑、諸侯之僭。何以言之。君曰元首、臣曰股肱。天子為天下共主。五等諸侯、出作藩屏、入為卿士、依然臣也。一統天下、咸奉正朔。同軌同文、安有諸侯改元之理。即曰國自為史、亦必大書天子之年而分繫其事。何休曰、『必天子然後改元』、此説是也。孔穎達引鄭僖・簡二公之有元、此衰世之事、不足以難之。熊氏過曰、『史記』真公薄已上為「周王世表」、無諸侯年表。真公当夷王、諸侯僭端始見改元矣。』此為有拠。『魯史』書之、

夫子因而削、以著『春秋』之始、亦以見其僭云。」

(11) 熊過『南沙文集』卷一、「春秋明志録自序」、(同注八、五二七頁)、「予家自河階府君、世業古今文『尚書』、而伯兄公安府君好『春秋左氏』善為『胡氏春秋』。予童子時、因得尽發其書説之。」

(12) 熊過『南沙文集』卷一、「春秋明志録自序」、(同注八、五二八頁)、「嘉靖癸巳、予友唐君心徳始共商其一二、而奪於曹務、又遂離去。謫南中稍暇、有相就問義者、因次為卷表。其後官越、趙憲伯師録寄東海李君説十數則。」季君とは、季本(一四八五—一五六三)のことを指す。

(13) 熊過『南沙文集』卷一、「春秋明志録自序」、(同注八、五二八頁)、「古曆疏闊、歲差曆亦有憶而中者。課其所歩、或先後天。……於是問曆於劉仲敬、以正諸家之失、並列所課而正之。」劉仲敬という人物について未詳である。

(14) 熊過『南沙文集』卷一、「春秋明志録自序」、(同注八、五二八頁)、「古者、分壤涉險、城郭溝池以為固。予欲觀『隋』志著録盟会地圖、而無所徵也。杜註異同、即無以辯之。予欲觀宋楊湜『增広常氏春秋地譜』、而無所徵也。其什古今沿革、即何以辯之。今因註疏國志、稍采古文度地而定著焉。周之典章、鑒於二代、是仲尼之所憲章者也。」

(15) 熊過『南沙文集』卷一、「春秋明志録自序」、(同注八、五二七頁)、「聖人之志、以為天子失其所事守、則其事自杳桓・晉文出、故懼而作『春秋』。語曰、『其義則丘竊取之』。即其事而炳於幾先、足以懼乱賊。斯夫子之意、而豈以為進退予奪哉。……學者憤聖人之失職、而欲以進退予奪歸之、既無得於易簡、而抱遺經者、又不勝其臆決也。」なお、熊過『南沙文集』卷二、「郡侯陳君考績序」、(同注八、五五七頁)では、「春秋者、名実之書也」という言葉が見られる。

(16) 例えば、曾亦、郭曉東『春秋公羊学史』(上海、華東師範大学出版社、二〇一七年、八一—八二頁)では、「頗不主先儒旧説、而自出新意、辨駁前人。」という評価が見られるが、春秋学では熊過に関する先行研

究はない。

- (17) 林穎政『明代春秋学研究』(台北、致知學術出版、二〇一四年、一八七頁)。
- (18) 『民国富順県志』卷十一、「人物上」循良、〔中国地方志集成〕四川府県志輯、成都、巴蜀書社、一九九二年、四八〇頁、「詩文与内江趙文肅・成都楊升庵・南充任少海、称西蜀四大家。」
- (19) 『明史』卷十七、「世宗一」、(同注二、二一五—二二二頁)。谷応泰(一六二〇—一六九〇)『明史紀事本末』卷五十、(北京、中華書局、一九七七年、七三三—七六四頁)。中山八郎『明清史論集』(東京、汲古書院、一九九五年、八三—一一頁・一一二—一五四頁)。なお、明世宗と内閣との關係をめぐって、詳しい先行研究も多くある。城地孝「日本における明代嘉靖時代史研究の視角」、『文化学年報』第六十七号、〔松藤和人先生・中井義明先生・石坂尚武先生退職記念論文集〕、二〇一八年、一一五—一三二頁。岩本真利絵『明代の専制政治』(京都、京都大学学術出版会、二〇一七年)。大石隆夫「明代嘉靖初年の密掲政治について」、『人文論究』第五十二卷第二号、二〇〇二年、三五—五三頁。山本隆義「中国政治制度の研究…内閣制度の起原と発展」、(京都、東洋史研究会、一九六九年)など。
- (20) 熊過『南沙文集』卷七、「故相国楊石齋墓表」、(同注八、六七三頁)、「己丑五月、子恒卒、慟悼。」
- (21) 現在、見られる最も古い版本は、日本前田育徳会尊経閣文庫と国立公文書館に所蔵する万曆期の刻本である。本稿は国立公文書館に所蔵する万曆刻本に依拠する。
- (22) 熊過『南沙文集』卷七、「故相国楊石齋墓表」、(同注八、六七五頁)、「予為司馬郎時、得以銓事、与中人違。以予蜀人、輒道公時事、未嘗不發嘆也。」
- (23) 秦蕙田(一七〇二—一七六四)『五礼通考』卷百二十八、(桃園、聖環圖書、一九九四年、二頁)、「蕙田案)明遂有登極儀、用綜經史、述

其源流、以為嘉礼之冠。紀元則一以正統為綱、而侯国及僭偽並附焉。」なお、卷百二十九(二十四—二十八頁)に引用する『明史』太祖本紀・『大明集礼』・『明史』礼志・『明史』成祖本紀・『明史』仁宗本紀・『明史』世宗本紀において、皇帝の即位の儀を行う同時に「改元」の公表を實行する規則がない。また、『大明会典』卷四十五、「登極儀」肅皇帝登極儀、〔統修四庫全書〕第七百九十册、上海、上海古籍出版社、二〇〇二年、三八—四〇頁)、「四月二十一日早、文武百官出郊、各具青緑錦繡服、迎駕入行殿。朝見、行四拜礼、明日即皇帝位。……至日、遣官祭告天地・宗廟・社稷。駕由大明門入。至文華殿、省定詔草、欽改年号畢。設酒果于大行皇帝几筵前、上具素服、謁告畢。設香案酒果等物于奉天殿丹陛上、上具袞冕服、行告天地礼畢。……鴻臚寺正官跪奏請陞殿。上由中門出、陞宝座。……百官出至承天門外、俟翰林院官齎詔用宝訖、鴻臚寺官奏請頒詔。翰林院官捧詔、授礼部官、由奉天殿左門出。錦衣衛于午門前候、捧詔置雲蓋・雲盤中、導雲輿至承天門、開読行礼如常儀。」

- (24) 『春秋』における「元年」の義は、基本的に五つの解釈が存在する。まず、『公羊伝』『左伝』には、それぞれ「元年。春。王。正月。公即位」と「元年。春。王正月。公即位」の二種類の注釈が見られる。『公羊伝』では、孔子は魯が天命にかなう国だと見なしたため、『春秋』において、特に周王専用の「元年」で魯隠公の紀年に用い、「王魯」の義を強調したことになる。他方、『左伝』と『穀梁伝』では、単に君主の即位の年数を数える「紀年」の義を「元年」で表現される。中唐以降、『左伝』の解釈のもと、さらに三種類の注釈が区別される。一、周王・諸侯を問わず、国で即位の儀が行われれば、新たな元号を使用することができるという啖助(約七二四—七七〇)・趙匡(？—?)・陸淳(？—八〇六)説。二、君主が即位して「元年」を称することは当時の一般論だったため、董仲舒(約一七九—一〇四B.C.)・何休(二二九—一八二)のように、「改元」

に微言大義を押し込む必要はないという欧陽脩（一〇〇七—一〇七二）説。三、前述の二種類の解釈に触れず、孔子は単に天より稟け生ずる理を示す「元」の概念を祖述しただけであったとする胡安国の説。

- (25) 趙伯雄、『春秋学史』（山東、山東教育出版社、二〇〇四年、五八九—五九二頁）。曾亦、郭曉東『春秋公羊学史』（同注十六、八〇七—八二〇頁）を参照。

- (26) 黄覺弘『唐宋『春秋』佚著研究』（北京、中華書局、二〇一四年、一八五頁）。

- (27) 熊過『春秋明志録』卷一、『景印文淵閣四庫全書』經部、第百六十二冊、台北、台湾商務印書館、一九八六年、一一三頁）。

- (28) 新田元規「蘇軾の「吉服即位非礼」説とその周辺…『尚書』顧命篇の解釈と即位儀礼をめぐって」、『徳島大学総合科学部 人間社会文化研究』第二十三卷、二〇一五年、一一一九頁。

- (29) 何休解詁、徐彥疏『春秋公羊伝注疏』卷十三、文公九年「九年、春、毛伯來求金」、（台北、芸文印書館、一九八二年、一七〇頁）、「毛伯者何。天子之大夫也。何以不称使。当喪未君也。逾年矣、何以謂之未君。即位矣、而未称王也。未称王、何以知其即位。以諸侯之逾年即位、亦知天子之逾年即位也。以天子三年然後称王、亦知諸侯於其封内三年称子也。」

- (30) 胡安国『春秋胡氏伝』卷十四、文公上、「夏四月、丁巳、葬我君僖公。天王使毛伯來錫命」、《四部叢刊統編經部》、台北、商務印書館、一九六六年、一裏—二表、「諸侯終喪、入見則有錫。歲時來朝、則有錫。能敵王所愾、則有錫。敵冕・圭璧、因其終喪入見而錫之者也。礼、所謂喪畢、以士服見天子。已見、賜之敵冕・圭璧、然後歸是己。……今文公繼世、喪制未畢、非初見繼朝而獻功也、何為來錫命乎。故穀梁子曰、「礼、有受命、無來錫命。來錫命、非正也。」」

- (31) 熊過『春秋明志録』卷二、（同注二十七、二四—二五頁）。

- (32) 注十二のように、趙憲はかつて季本の『春秋』注釈を十数箇条ほど

摘録し、熊過に送って見せたことがあった。熊過は季本の説を原則的に是認したが、彼の象数・曆法・人物などについての考拠を認めなかった。桓公元年「春王正月公即位」注釈では、季本は朱熹の即位説を用いた。そこで、熊過は桓公元年「公即位」において、季本が依拠した朱熹の即位説に対して異議を立てた可能性が高い。熊過『南沙文集』卷一、「春秋明志録自序」、（同注八・注十二、五二八頁）、「蓋季与予説、異於古者常十而得三四。其与季君自為異同、亦十而得三四。与趙憲書曰、「独抱遺經、務為獨特。得此、如獄吏郵罰麗事、初説了然。及其察辭於差、有失当者矣。……今季氏考中象数甚略。彭山豈本不知曆耶。聖哲日遠、來者雖誣。至其深造、亦不易斯言也。詎可以一二掩其瑜乎。」是予論季君之説也。」季本『春秋私考』卷四、桓公元年「春王正月公即位」、《統修四庫全書》第一三四冊、上海、上海古籍出版社、二〇〇二年、四五頁）、「朱仲晦曰、「天子諸侯之礼、与士庶人不同。故孟子有「吾未之学」之語。為此類耳。如「伊訓」元祀十有二月朔、亦是新喪。伊尹以奉嗣王、祇見厥祖、固不可用凶服矣。漢唐新主即位、皆行冊礼。君臣亦皆吉服、追述先帝之命、以告先君。蓋易世伝授、国之大事、當嚴其礼。而王侯以国為家、雖先君之喪、猶以為己私服也。」按朱子此説、乃即位之通礼、故附於此。」を参照。

- (33) 熊過『春秋明志録』卷二、（同注二十七、二四頁）。

- (34) 胡安国『春秋伝』卷十四、（同注三十、一表）。

- (35) 新田元規「蘇軾の「吉服即位非礼」説とその周辺…『尚書』顧命篇の解釈と即位儀礼をめぐって」、（同注二十八、十六—一七頁）。

- (36) 「蔡大子朱」について、『左伝』昭公二十一年「春王三月、葬蔡平公」条における「蔡大子朱」のことを指す。杜預注、孔穎達疏『春秋左伝正義』卷五十、（台北、芸文印書館、一九八一年、八六七—八八八頁）、「三月、葬蔡平公。蔡大子朱失位、位在卑。大夫送葬者婦見昭子。昭子問蔡故、以告。昭子歎曰、「蔡其亡乎。若不亡、是君也必不終。』詩』曰、「不解除

于位、民之攸暨」。今蔡侯始即位、而適卑、身將從之。』を参照。

(37) 熊過『春秋明志録』卷六、(同注二七七、一三三—一三四頁)。なお、『十万卷樓旧蔵本』では「借吉」と書く。本稿ではこの「借吉」に従う。熊過『春秋明志録』卷六、(十万卷樓旧蔵本、一表—二表)を参照。

(38) 鄭玄注、孔穎達疏『礼記正義』卷三十二、「喪服小記」、(台北、芸文印書館、一九八一年、五九五頁)。「再期之喪三年也、期之喪二年也、九月七月之喪三時也、五月之喪二時也、三月之喪一時也。故期而祭、礼也。期而除喪、道也。祭不為除喪也。」「正義」はいう、「此一節総明遭喪時節除降之義。『故期而祭、礼也』者、孝子之喪親、心歲時之氣。歲序改易、隨時懷感。故一期而為練祭、是孝子存親之心、故云『礼也』。言於礼当然。」ちなみに、熊過が考えた「期」という期間は、『春秋明志録』や『南沙文集』においても言及されなかったため、現時点でこれを分析することができない。

(39) 秦蕙田『五礼通考』卷百三十一、(同注二二三、一頁)、「蕙田案。古、朝礼有二。『書』曰、「肆覲東后」。『周礼』大行人、掌朝宗覲遇会同聘問之事、乃賓礼也。『周礼』宰夫、掌治朝之法、太宰王眡治朝、則贊聽治。為天子日視朝之正、乃嘉礼也。秦漢以還、有常朝、有正至・聖節朝賀、与古不同。惟常朝為周治朝之意、余皆起於後世。」

(40) 熊過『南沙文集』卷六、「明朝列大夫広東布政使司右參議白洞翁公墓誌銘」、(同注八、六三九頁)、「己丑、過選為庶吉士也。公遇諸朝、喜而撫之、過謝不敏。壬辰、以長女授室焉。」

(41) 熊過『南沙文集』卷六、「明朝列大夫広東布政使司右參議白洞翁公墓誌銘」、(同注八、六三六—六三七頁)、「毅皇帝崩、遺詔徵今上入繼大統。諫者升俸一級。会勸進箋欲後孝宗、争者不決。清寧宮災、於是称孝宗。公私語曰、「興猷王止上一子也、而以後人、将有聚訟乎。」三年甲申、大礼議益起、議建奉先殿西室祠興猷帝。公為祠祭員外郎、從其長争、不獲。室成、名觀德殿。議安猷皇帝神主同請設神位、視奉先殿

礼、又不獲。議去本生字、侍郎希周將上事。公与郎中材等十二人為疏上曰、「始議考孝宗、母昭聖皇太后、越三年矣。已而帝興猷、復以本生称之。取所求於前典無所当。茲又議更定、則前詔上親、其文無以示信。五本生以厚別、去之、則兩宮恐不咸。」疏留中。公復同廷臣伏闕下、衆喧然失声哭。上怒、詔繫錦衣衛為獄。復捶之、瀕死。然公不苟為同、曰古今事異、刺取定陶・濮安定国是者、失所劑量也。事亟、或曰之南曹、待其定乎。公曰不可、苟為避難者。」

(42) 『明史』卷十七、「世宗一」、(同注二、二一七頁)。「嘉靖元年春正月癸丑、享太廟。己未、大祀天地於南郊。清寧宮後殿災。命称孝宗皇考、慈寿皇太后聖母、興猷帝后為本生父母。」

(43) 奉先殿の制について、岩本真利繪『明代の専制政治』(京都、京都大学学術出版会、二〇一九年、一〇三—一〇四頁)を参照。

(44) 『明史』卷百九十一、「何孟春」、(同注二、五〇六—五〇七頁)。

(45) 『明史』卷二十、「神宗一」、(同注二、二六五頁)。

(46) 趙用賢『松石齋集』卷十七、「熊南沙先生墓志銘」、(『四庫禁燬書叢刊』集部、第四一冊、北京、北京出版社、二〇〇〇年、二五三頁)。

(47) 『明史』卷十七、「世宗一」、(同注二、二一八頁)。

(48) 楊廷和『視草余録』下、『楊文忠三録』下、万曆三十五年刊本、二十一裏—二十二表)、「至日向辰、文書房官忽來、言欲去二三條。皆関切時忌者。熊過『南沙文集』卷七、「故相国楊石齋墓表」、(同注八、六六九頁)、「黎明時、進稿具儀、請期詰朝。批紅下、乃鳴鼓出。是日向辰、文書房官欲削設詔条関切中人者」。熊過の「故相国楊石齋墓表」によつて、楊廷和らの上奏文をもらつた興長子は、元々返事に当たる「批紅」を通し、彼らの要請に応じたものの、午前皇城に入る寸前、その批紅を回収したことになる。

(49) 楊廷和『視草余録』下、(同注四十八、二十二裏—二十三表)。

(50) 熊過『南沙文集』卷七、「故相国楊石齋墓表」、(同注八、六七〇頁)。

(51) 熊過の息子の熊敦朴(二五四四—一五七一年進士)は、隆慶二年(一五六八)において、著した『南沙文集跋』の中に、父の『南沙文集』について、巻数が極めて八巻、すなわち百七十篇の文章が収められたことを述べた。彼の跋文によれば、それは熊過の全集だと判じられる。しかし、『南沙文集跋』より十数年ほど晩出の趙用賢の『墓志銘』によると、熊過の全著作は、それだけではないことが見られる。熊過の著作は、おおむね『三礼直解』十二巻、『南沙文集』十二巻・『廟議』十二巻・『六書訂解』八巻・『先天曆法考異』四巻・『土圭測景図論』二巻・『說史蠹測』四巻・『皇明大事紀』十巻・『樂府琳琅』六巻・『氷庁摭言』二巻・『南中異物志』一卷、十一点があつた、と趙用賢は述べた。彼の叙述を通し、『南沙文集』はかつて十二巻ほど見られたことが示される。また、『三礼直解』は、実のところ未刊行である。趙用賢の『墓志銘』には、『三礼直解』の未刊行について、このように述べた。『三礼直解』十二巻。外家言尤多、遺命勿伝」と。つまり、熊敦朴説と趙用賢説の間において、熊過著作の巻数・冊数の異なりをめぐる紆余曲折があつたかもしれない。また、錢謙益(一五八二—一六六四)の『列朝詩集』の中で、熊過の同年である任瀚の逸話を述べた「任司直瀚」条において、ついでに熊過に関する怪奇譚を話した。語られた内容は、このように記述されたのである。「同時熊過叔抑、亦好道家。服食煉形之書、私諸篋衍者、家人莫得見。晚年目盲、世廟購求符法秘書、蜀撫臣訪之。熊氏叔仁給其家、拳所藏、悉焚棄之。至今蜀人談玄怪者、皆本任氏・熊氏。」そこで、熊過は道家にかかわる書籍にとどまらず、大部分の自著も処分した可能性が高い。上述したように、現在、熊過に関する文献の不在について、彼本人の意思によって廃棄された可能性がある。熊敦朴『南沙文集跋』、(熊過『南沙文集』末巻、同注八、七〇五頁)。趙用賢『松石齋集』卷十七、「熊南沙先生墓志銘」、(同注四十六、二五七頁)。錢謙益『列朝詩集』丁集第一、(北京、中華書局、二〇〇七年、三九八八頁)を参照。